管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県人事委員会
委員長　加　藤　　誠

広島県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第一条関係）

組織	職	区分
（略）	（略）	（略）
知事部局 本庁	（略）	（略）
	危機管理監 DX審議官 経営戦略審議官	（略）
	会計管理者 担当部長	（略）
	（略）	（略）
	防災航空センター長 東部産業支援センター長 企業誘致担当次長	（略）
	（略）	（略）
教育委員会 本庁	（略）	（略）
	部長 担当部長	（略）
	（略）	（略）
	職員給与室長 全国高等学校総合体育大会推進室長	（略）
	（略）	（略）
図書館	（略）	（略）
	副館長	三種
（略）	（略）	（略）

備考　知事部局の部における部長、担当部長及び担当監とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、同部における担当課長とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいい、教育委員会の部における部長、担当部長及び担当課長とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。

改正前

別表第一（第一条関係）

組織	職	区分
（略）	（略）	（略）
知事部局 本庁	（略）	（略）
	危機管理監 経営戦略審議官	（略）
	会計管理者 総括官	（略）
	（略）	（略）
	防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長	（略）
	（略）	（略）
教育委員会 本庁	（略）	（略）
	部長 総括官	（略）
	（略）	（略）
	職員給与室長	（略）
	（略）	（略）
図書館	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　知事部局の部における部長及び担当監とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、同部における担当課長とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいい、教育委員会の部における担当課長とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。

附　則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。